

## 三三 教育勅語

教育に関する勅語は、およそ半世紀にわたって我が国の教育の指導原理とされてきたが、戦後の諸改革が行われた中で昭和二三年六月十九日、衆議院において排除の決議が行われ、また、参議院において失効確認の決議が行われた。したがつて、教育に関する勅語をもって教育の指導原理とすることは否定されている。これを復活することはもとより考えていいが、その中には多くの普遍的な人倫の基本を示した部分もあり、形式を超えて現代にも通ずるものがあるといえると思う。

## (国会答弁例)

(衆・本会議 昭四九・三・二八)  
田中内閣総理大臣 答弁)

○内閣総理大臣(田中角栄君) ··· 教育勅語についての御発言がございましたが、教育に関する勅語は、およそ半世紀にわたってわが国教育の根本理念とされてまいりましたことは、承知のとおりであります。戦後の諸改革が行なわれた中で、昭和二三年六月十九日、衆議院において排除の決議が行なわれ、また、参議院において失効の決議が行なわれたことは、そのとおりでございます。したがいましてこれを復活することは考えておりません。しかし、その中には、多くの普遍的な人倫の大本を示した部分があることもまた事実でございます。でありますから、形式を超えて現代にも通ずるものがあるという事實に徴し、それらについては、国民の共感を得られるような状態で世論に問うべきではないかという考え方を持っておるのでござります。



(参・予算委・昭五二・一〇・一八)  
 (福田内閣總理大臣 答弁)

○国務大臣（福田赳氏君） 教育勅語は、これはもう廃棄された問題でありまして、これをよみがえらせるすべきはありません、そういうふうに思います。

しかし、あそこに盛られておる人の道ですね、これは私はもう非常に貴重なものである、こういうふうに思います。「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」「博愛衆ニ及ホシ」、本当に人間のかくあるべしということをりっぱに表現しておる。あそこに盛られておる精神がこれが廃棄された、こういうふうには考えませんです。

(参考)

○教育勅語等排除に関する決議

(衆・本会議 昭二三・六・一九)

民主平和国家として世界史的建設途上にあるわが国の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜わりたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、從来の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の fundamental principle が主權在君並びに神話的國体觀に基いてゐる事実は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対し疑点を残すもとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

○教育勅語等の失効確認に関する決議

(参・本会議 昭二三・六・一九)

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣言した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失っている。

しかし教育勅語等が、あるいは從来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを擱く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の権威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。

○勅 語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ感其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽